

令和4年度 文教委員会資料③

【議案第94号】

川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前					
○川崎市武道館条例 昭和51年12月27日条例第77号						○川崎市武道館条例 昭和51年12月27日条例第77号					
別表（第12条関係）						別表（第12条関係）					
1 専用利用料						1 専用利用料					
	午前	午後1	午後2	夜間	全日		午前	午後1	午後2	夜間	全日
区分	9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～9 時30分	区分	9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～9時 30分
柔道場	<u>1,930円</u>	<u>2,290円</u>	<u>2,660円</u>	<u>3,020円</u>	<u>9,070円</u>	柔道場	<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,420円</u>	<u>2,750円</u>	<u>8,250円</u>
剣道場	<u>1,930円</u>	<u>2,290円</u>	<u>2,660円</u>	<u>3,020円</u>	<u>9,070円</u>	剣道場	<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,420円</u>	<u>2,750円</u>	<u>8,250円</u>
備考						備考					
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。						1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					
2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。						2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					
3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。						3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					

改正後			改正前		
2 個人利用料			2 個人利用料		
利用場所	利用者	金額	利用場所	利用者	金額
柔道場	6歳以上18歳未満の者 18歳以上の学生	<u>120円</u>	柔道場	6歳以上18歳未満の者 18歳以上の学生	<u>110円</u>
	18歳以上の者（学生を除く。）	<u>240円</u>		18歳以上の者（学生を除く。）	<u>220円</u>
剣道場	6歳以上18歳未満の者 18歳以上の学生	<u>120円</u>	剣道場	6歳以上18歳未満の者 18歳以上の学生	<u>110円</u>
	18歳以上の者（学生を除く。）	<u>240円</u>		18歳以上の者（学生を除く。）	<u>220円</u>